

輸送上の危険性を有する検体についてはお申し出ください

当財団は、ご依頼内容によりお預かりした検体を、他の都道府県にある試験施設まで運送業者に委託して輸送する場合があります。危険性を有する検体*（以下「危険物」と略す。）については、運送業者に安全な輸送に必要な情報を通知しなければなりません(商法第572条)。

そこで、検体が危険物に該当するかについてはお客様にてご判断いただき、**該当する場合には分析試験依頼書または分析ナビ@jfrl にその旨をご記載いただくとともに、検体に SDS（安全データシート）を同梱**いただきますようお願い申し上げます。

なお、危険物の種類や量によっては、輸送に時間を要する場合があります。それに伴い試験終了までの期間が延びることをご理解賜りますようお願い申し上げます。

*：危険性を有する検体とは、消防法，高圧ガス保安法，毒物及び劇物取締法，航空法(国内輸送)等の法律により輸送に関して規制のあるものです。特に、SDS 等に以下の GHS マークがある場合は輸送における危険物に該当する可能性がございます。



主な危険物

<p>引火性液体</p> <p>有機溶媒 有機溶媒に溶かしたもの アルコール類（24%を超えるもの） 食品添加物（香料 等） 化粧品類（香水，マニキュア，化粧水 等） 液体接着剤・油性塗料 など</p>	
<p>酸化性物質類</p> <p>過酸化物（過酸化水素水 等） 漂白剤 など</p>	<p>毒物及び劇物</p> <p>農薬 殺虫剤 強酸 強アルカリ など</p>
<p>高圧ガス類</p> <p>ガスボンベ入りガス スプレー缶 など</p>	<p>その他の有害物質</p> <p>リチウム電池を含む電子機器 (リチウム電池内蔵の情報が必要，SDS 不要) 磁性物質 など</p>